

2025年4月吉日

お客さま各位

永和信用金庫

A T M内蔵カメラを利用したA I画像検知による特殊詐欺防止の取組みについて

このたび高齢者（65歳以上）が携帯電話用装置を用いて通話しながらA T Mの操作を禁止することを目的とする、「大阪府安全なまちづくり条例」が2025年8月1日から施行されます。

永和信用金庫では、A T Mの内蔵カメラで撮影した利用者をA Iにて解析し、携帯電話・スマートフォンの使用を検知することで、不正な振り込みや特殊詐欺等の被害を防止する取組みを行うことにしました。

1. A I画像検知による特殊詐欺抑止策の概要

振り込み詐欺などの特殊詐欺では、犯人が電話でA T Mに誘導し、振り込み操作をさせるケースが多く発生しています。

そこで、本取組みでは、振り込み操作中に携帯電話を使用するしぐさをA T Mが検知した場合、取引を中止することとしています。

2. 稼働開始日

2025年4月21日（月）

3. 今後の予定

稼働状況を確認し、順次拡大する予定です。

なお、A T Mコーナーで携帯電話・スマートフォンをご利用のお客さまには、当金庫職員がお声掛けをさせて頂くことがございますので、ご利用をお控えくださいますようお願いいたします。

永和信用金庫では、今後とも、お客さまの大切な預金を守る取組みを行ってまいります。

以上